

令和4年度第1回青森県地域医療構想調整会議（書面開催）に係る意見と対応【青森圏域】

機関・団体名	議題						意見等 (議題(1)、(3)~(7)関係)	議題(2) 公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について				議題(8) 国の重点支援区域への申請について		
	(1)令和3年度病床機能報告の結果について	(3)病院プロフィールシートについて	(4)外来医療の機能の明確化・連携について	(5)青森県外来医療計画に基づく共同利用計画及び医療機器の保有状況について	(6)医療介護総合確保法に基づく県計画(医療分)について	(7)医師の働き方改革と宿日直許を巡る状況について		〇公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証について 高度急性期・急性期機能の病床を有する民間病院を当該枠組みに加えることや協議の進め方等について	〇再検証対象医療機関以外の対応方針の策定・見直しについて	〇再検証対象医療機関以外の対応方針の策定・見直しについて	〇再検証対象医療機関以外の対応方針の策定・見直しについて	〇再検証対象医療機関以外の対応方針の策定・見直しについて	〇再検証対象医療機関以外の対応方針の策定・見直しについて	〇再検証対象医療機関以外の対応方針の策定・見直しについて
南黒医師会	無	無	無	無	無	無								
南黒歯科医師会	無	無	無	無	無	無		適当である			適当である		適当である	
青森市薬剤師会	無	無	無	無	無	無		適当である			適当である		適当である	
青森県保険者協議会	無	無	無	無	無	無		適当である			適当である		適当である	
青森市民病院	有	無	有	無	無	無	<p>議題(1) 関係 資料 1-3 のうち、「4.手術の状況」「5.がん、脳卒中、心筋梗塞、分娩への対応状況」「6.救急医療の実施状況」「7.リハビリテーションの実施状況」の実績値について、当院から厚生労働省へ報告した数値と乖離があり、正しくない数値をもつての議論は不可能と考える。再度照会いただき、修正をお願いしたい。</p> <p>議題(4) 関係 当院は地域医療支援病院（一般病床 200 以上）として、本年 10 月より紹介状なしで受診する場合等の定額負担が見直しとなるが、一方で、資料 4 の「5 スケジュール (R 4)」によると、R 5 年 3 月の地域医療構想調整会議を経て「紹介受診重点医療機関」を公表する予定となっており、当院のように地域医療支援病院となっている病院が「紹介受診重点医療機関」へ手上げをした場合は、定額負担見直しのタイミング (R 4 年 10 月) と「紹介受診重点医療機関」公表のタイミング (R 5 年 3 月) は半年間のズレを生じる結果となり、利用者にとっては分かりづらい印象があるため、同時期であった方が分かりやすかったのではないかと考える。</p>	適当ではない	<p>当院では平成 29 年 5 月に策定した「青森市公立病院改革プラン 2016-2020」における地域医療構想を踏まえた役割については、『当面は急性期病院としての現状の医療機能を維持しつつ、今後域内の医療機関における病床機能の転換の方向性を見極めながら、将来的な医療機能・医療需要に見合った病床削減に取り組んでいく。』事とし、これに基づき、救急医療の確保はもちろんのこと、平成 30 年 10 月に、許可病床を 538 床から 459 床へのダウンサイジングとともに「がん相談支援センター」の設置など、施設機能の向上に努めてきたところだ。</p> <p>また、これらの取組については地域医療構想調整会議に随時報告し、地域医療構想の推進に向け自主的に取り組んできたものと認識している。</p> <p>更には、地域医療構想の青森地域における将来の検討の方向性である「圏域における高度急性期、急性期機能の更なる集約を視野に入れた検討」についても、県と市において令和 4 年 2 月に「県と青森市の共同経営による統合病院を新築整備する」ことを基本方針として表明したところだ。</p> <p>参考資料「令和 4 年 3 月 4 日青森県地域医療構想調整会議（青森地域）資料 2-2」のうち「県の考え」として記載された『救急医療への対応、回復期機能の充実・強化等について検討』に関しては、平成 28 年 3 月の地域医療構想を基に記載したものと考えるが、『救急医療への対応』については、当院はこれまでも二次医療機関として多くの救急患者の受入れを行っているところであり、今後においても引き続きその役割を果たしていくこととしている。</p> <p>しかしながら、『回復期機能の充実・強化等』については、県立中央病院との共同経営・統合新病院の新築整備に係る具体的検討の中で互いの現在の役割・機能を継承していくこととしていること、また、今回の再検証においては、公立・公的病院のみならず民間病院も含めた各医療機関の検証・見直しを検討することとされていることから、すでに新たなフェーズに移行しているものと判断されることから、過去の資料を踏襲し、当院について「回復期機能の充実・強化等について検討」とすることは実情にそぐわないものとする。</p> <p>したがって、『具体的対応方針の再検証（案）』の記載内容のうち、「回復期機能の充実・強化等について検討」については削除していただきたい。</p>	適当である		<p>県作成資料では、「青森地域保健医療圏において中核的な役割を担う病院」との記載があるが、別添の「青森県と青森市の共同経営・統合新病院整備に係る基本的事項（案）」(1) 新病院の方向性・コンセプトでは、「青森地域保健医療圏における中核病院」としているもので、「青森地域保健医療圏における中核病院」に修正していただきたい。</p>		
青森市立浪岡病院	無	無	無	無	無	無		適当である			適当である		適当である	
平内町国民健康保険 平内中央病院	無	無	無	無	無	無		適当である			適当である		適当である	
外ヶ浜町国民健康保険 外ヶ浜中央病院	無	無	無	無	無	無		適当である			適当である		適当である	
青森県立中央病院	無	無	無	無	無	無		適当である			適当である		適当である	

令和4年度第1回青森県地域医療構想調整会議（書面開催）に係る意見と対応【青森圏域】

機関・団体名	議題						意見等 (議題(1)、(3)～(7)関係)	議題(2) 公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について				議題(8) 国の重点支援区域への申請について	
	(1)令和3年度病床機能報告の結果について	(3)病院プロフィールシートについて	(4)外来医療の機能の明確化・連携について	(5)青森県外来医療計画に基づく共同利用計画及び医療機器の保有状況について	(6)医療介護総合確保法に基づく県計画(医療分)について	(7)医師の働き方改革と宿日直許可を巡る状況について		〇公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証について 高度急性期・急性期機能の病床を有する民間病院を当該枠組みに加えることや協議の進め方等について	〇再検証対象医療機関以外の対応方針の策定・見直しについて	〇再検証対象医療機関以外の対応方針の策定・見直しについて	〇再検証対象医療機関以外の対応方針の策定・見直しについて	〇青森地域を国の重点支援区域に申請することについて	〇青森地域を国の重点支援区域に申請することについて
(独)国立病院機構 青森病院	無	無	無	無	無	無		適当である		適当である			
(公財)鷹揚郷腎研究所 青森病院	無	無	無	無	無	無		適当である		適当である		適当である	
(社)慈恵会 青森慈恵会病院	無	無	無	無	無	無		適当である		適当である		適当である	
(一財)双仁会 青森厚生病院	無	無	無	無	無	無		適当である		適当である		適当である	
(医)雄心会 青森新都市病院	無	無	無	無	無	無		適当である		適当である		適当である	
村上新町病院	無	無	有	無	無	無	議題(4)関係 「紹介受診重点医療機関」の認定については一般病床200床以上の医療機関という考え方でよろしいか。 200床未満も対象とした場合、診療報酬上の評価が無いが、認定を受ける意味はあるのか。	適当である		適当である		適当である	
浪打病院	無	無	無	無	無	無		適当である		適当である		適当である	
(公社)青森県老人福祉協会	無	無	無	無	無	無		適当である		適当である		適当である	
今別町	無	無	無	無	無	無		適当である		適当である		適当である	
蓬田村	無	無	無	無	無	無		適当である		適当である		適当である	

～ 意見への対応 ～

(1) 青森市民病院の意見について

- ① 議題(1)について
病床機能報告の手術の状況等について疑義が生じたので、各病院に対して再確認を依頼し、修正致します。
- ② 議題(2)について
青森地域においては、今後さらに回復期機能の充実を図る必要があり、民間病院との医療連携なども含め、貴院の役割・機能について協議・検討していきたいと考えます。
- ② 議題(4)について
外来機能報告の実施時期等、制度上の問題によるものですが、御指摘のとおり、利用者にとって分かりずらいものになってしまいましたので、紹介受診重点医療機関の公表の際、混乱しないよう配慮したいと考えます。
- ③ 議題(8)について
医療法上「中核病院」の定義が明らかでないことや、「臨床研修中核病院」と混同し、誤認される恐れもあることから、県が作成する資料においては、昨年度から「中核病院」という文言を使用しないようにしています。

(2) 村上新町病院の意見について

議題(4)について
基本的には、一般病床200床以上の病院を対象とした制度と理解しています。
200床未満では、紹介受診重点医療機関入院診療加算(800点)等、診療報酬上のメリットが無いようですので、ガイドラインを参考に各医療機関において判断願います。